

令和5年9月25日

第178回 遠野市農業委員会総会議事録

第178回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年9月13日、19日
告示番号 遠野市農業委員会告示第15号、第16号
会議年月日 令和5年9月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
6番 古屋敷徳夫、8番 菊池久康、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、
12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義
欠席委員 5番 菊池秀樹、7番 綱木秀治、9番 菊池靖、14番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第178回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第5条許可処分の取消願に係る専決処分の報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第35号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第36号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員
の指名について
議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第40号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第41号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意
見決定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を13番、佐々木泰文委員にお願いします。</p> <p>[「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略]</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は15名であります。定足数に達しましたので、第178回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、5番、菊池秀樹委員、7番、綱木秀治委員、9番、菊池靖委員、14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。なお、17番、河内克倫委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。</p> <p>8月29日から9月14日まで、令和5年9月遠野市議会定例会に出席してございます。8月29日の本会議、開会。9月4日から6日の一般質問の本会議。質問者は11名であります。それから、14日、閉会の本会議に参加してございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告書】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>遠野市農業委員会事務事業経過報告を行います。</p> <p>8月28日、附馬牛（大洞）地区検討会を行っております。</p> <p>8月29日、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がWEBでございました。菊池陽佑農業委員が参加しております。</p> <p>9月2日、土淵（久保・山崎）地区検討が行われております。</p> <p>9月5日、第3回農業委員会だより編集委員会会議。</p> <p>9月7日、農地法等申請締切日。</p> <p>9月11日、農地あっせん委員会を2件開催しております。1件は青笹地区、1件は小友地区となっております。</p> <p>9月12日、令和5年度農業者年金加入推進特別研修会。盛岡に出張しております。古屋敷推進部長と多田推進部長、事務局で出席してございます。</p> <p>9月14日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>9月21日、第6回運営委員会。</p> <p>9月21日、農業委員会だより「遠野盆地」No.36の発行をしております。全戸配布をしております。</p> <p>本日、9月25日、第3回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を行っております。第178回遠野市農業委員会総会を行っております。</p> <p>9月26日以降の主な行事予定については記載のとおりですのでご覧ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>【報告事項】 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、説明いたします。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は8件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1</p>

		<p>番、5番、6番は子。番号7番は孫。8番は妻が相続しています。2番、3番、4番は同一人がひ孫、孫、子として相続したものです。</p> <p>今後については、番号1番、貸付。番号2番から4番、一部自己管理、一部貸付、畑の内1筆が荒地になっていることから農地パトロールリストに登録済。番号5番、自己管理、畑の1筆が荒地になっていることから農地パトロールリストに登録済。番号6番、一部貸付ですが一部荒地のため農地パトロールリストに登録済。番号7番、自己管理。番号8番、貸付。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告がございました。ご質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第5条許可処分の取消願に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第2号、農地法第5条許可処分の取消願に係る専決処分の報告について。3ページをご覧ください。農地法第5条許可処分の取消願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は1件です。</p> <p>番号1番、令和4年10月の第167回総会の議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、にて許可相当としておりましたが、参考欄記載のとおり転用事業を取りやめたため許可処分を取り消したものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告がございました。ご質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。4ページをご覧ください。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は5件です。</p> <p>番号1番、賃借人が高齢のため規模縮小。賃貸人は売却を行うため解約するものです。農地転用の予定です。</p> <p>番号2番、所有者変更にともない解約するものです。議案第37号番号1番と関連するものですので、後ほど審議いただきます。</p> <p>番号3番、4番、中間管理により利用権設定を行っていましたが、賃貸人が自己耕作するため解約するものです。</p> <p>番号5番、所有者変更にともない解約するものです。議案第37号番号3番と関連するものですので、後ほど審議いただきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告がございました。ご質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p>

	<p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言の上ご発言を願います。なお、発言の際は、個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないように願います。</p> <p>また、自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p> <p>最後に携帯電話につきまして、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に15番、多田登委員、16番、小向幸子委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>5ページ、6ページになります。第178回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計4件、7,086㎡。</p> <p>利用集積、今月計7件、49,799㎡。</p> <p>法第4条、今月計2件、2,773㎡。</p> <p>法第5条、今月計4件、4,352㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、142㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計5件、25,972㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明願います。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第35号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲受人は、自宅の隣接地で耕作の利便が良いことから要請し譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。なお、譲受人と譲渡人はいとこ同士ということであります。</p> <p>番号4番、父から子への生前一括贈与です。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当推進委員の五十嵐です。14日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してきました。適切に管理されていて、何ら問題ないことを確認してきました。以上です。</p>

議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●担当の佐々木です。9月14日、農業委員会事務局3名、農業委員2名、最適化推進委員3名で現地を調査いたしました。何ら問題ないことを確認いたしました。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区推進委員の菊池日出夫です。今日14日、事務局3名、農業委員と推進委員3名で現地確認をいたしました。現地は●●●●●の前でして、本宅と隣接になっている場所です。問題ないものと確認しております。よろしくお願いします。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
17番委員	はい。
議 長	はい、17番、河内委員。
17番委員	はい、17番、河内です。番号2番なのですけれども、教えていただきたいと思えます。耕作面積が0㎡となっているのですけれども、これは新規の方ではないのかなと、もう少し詳細を教えてください。
農地係長	お答えいたします。譲受人につきましては、約1町歩の所有農地がございますが、すべてこがらせ農産に貸付をしているということで、今回自宅の前の畑を所有したいと、譲渡人の要請を受けて、家庭菜園にしたいということでの申請になります。
議 長	17番、河内委員、よろしいですか。
17番委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議 長	その他、質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第36号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、上程いたします。事務局から説明を願います。
農地係長	8ページです。議案第36号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおり申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。あっせんの申出は売り渡しの申出1件で、内容につきましては記載のとおりです。番号1番のあっせん委員として、奥寺晴夫農業委員、菊池久康農業委員を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第4】 日程第4、議案第37号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局次長		9ページから10ページです。議案第37号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は7件で、新規が5件、あっせん事業による所有権移転が2件です。なお、新規の内1件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。 番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号2番、あっせん事業による所有権移転です。売買価格及び所有権移転時期は議案書に記載のとおりです。 番号3番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号4番、新規で、契約期間1年の使用貸借権設定です。 番号5番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。 番号6番、あっせん事業による所有権移転です。売買価格及び所有権移転時期は議案書に記載のとおりです。 番号7番、新規で、契約期間7年3カ月の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。
議	長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。番号2番について、質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。 番号2番をのぞく6件について、質疑等ございませんか。

議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第38号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長		<p>11ページです。議案第38号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、農業用施設整備を目的とする転用です。申請人は認定農業者で畜産経営を行っておりますが、事業拡大のため牛舎及び堆肥舎を整備しようとするものです。申請地は既存の畜舎の隣接地であり、一体的に利用でき、飼育環境と作業効率の面で適地として選定したものです。申請地は農振農用地であります。令和5年9月7日に遠野市長から用途変更の決定を受けており、農業用施設に供することから許可ができるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、所有農地への通路整備を目的とする転用です。申請人は、所有している農地が住宅に囲まれており通り道路がないことから、通路を整備しようとするものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。 ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区推進委員の山口です。14日に、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地確認しましたが、異常がないことを確認しましたので報告いたします。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

議	長	[「なし」と呼ぶ者あり] 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
議	長	[「異議なし」と呼ぶ者あり] ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第6】 日程第6、議案第39号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。
農地係	長	12ページです。議案第39号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、太陽光発電システムの設置を目的とする転用です。申請人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を主とする再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。環境省が掲げる脱炭素社会へ向けた取り組みとして太陽光発電システムを設置しようとするものです。申請地は太陽光発電に必要な立地条件が整い、道路が近く維持管理が容易で、地権者の合意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。なお、太陽光パネルについては158枚の設置予定でありまして、86.9キロワットということでありまして。 番号2番、車両置場整備を目的とする転用です。申請人は市内で自動車のリース業及びレンタカー業を営む法人であります。事業を拡大するため、現在の車両置場が狭いことから車両置場を整備しようとするものです。申請地は、●●●●●●に接し交通の便が良いことから適地として選定したものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。申請地は、盛土、砂利敷き転圧により土砂の流出を防ぐ計画であることを事業計画書で確認しております。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。 番号3番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家で生活していますが、家族が増え、手狭となったことから自己住宅を新築しようとするものです。申請地は祖父の所有地であり、実家の隣接地で、市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の中に存する農地で第1種農地でありまして、既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可ができるものと判断しました。なお、申請地は、令和5年9月6日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けています。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号4番、駐車場整備を目的とする転用です。申請人は、自宅敷地内の駐車スペースが狭く車両置場を借りているため自己の駐車場を整備しようとするものです。申請地は自宅の隣接地であり、所有者であるいここから無償で土地の提供があったことから、適地として選定したものです。申請地は休耕している畑で、第1種、第3種に該当しない第2種農地と判断しました。申請地は自宅の隣接地であり所有者からの贈与であることから、他に代え得る土地はなく代替性に該当し許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。 以上4件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと

	判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。始めに●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	14日に、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で確認を行いました。どちらも異常ないことを確認しました。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	先ほどと同じで、場所も●●●●●●の●●●●●●ということで、場所も同じです。問題ないということでよろしくお願ひいたします。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	同じく9月14日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地を確認いたしました。何ら問題ないことをご報告いたします。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
17番委員	はい。
議 長	17番、河内委員。
17番委員	17番、河内です。4番のことですけれども、こちらの内容の駐車場のところに、本来であれば面積のところかなと思うのですけれども、190㎡というところの大型車2台ということで記載されております。ということは、推測ですけれども、大きさが大きかろうが小さかろうが何もないですけれども、あえて大型車2台という記載ですので、事業用ということではないかと感じられるのですけれども。もし仮に事業用であれば何らかの問題は出てきそうな気がするのですが、その確認をさせてください。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	会議を再開します。 回答をお願いします。
農 地 係 長	お答えいたします。大型車2台につきましてはダンプトラックが1台、キャンピングカーが1台ということで大型2台という記載です。あとは場所的に転回スペースが必要だということでの通路部分です。ダンプトラックについては事業用というよりは個人で所有しているということです。説明は以上です。
17番委員	はい、ありがとうございました。
議 長	その他はございませんか。
10番委員	はい。
議 長	はい、10番、鈴木委員。
10番委員	10番、鈴木です。2番の件ですけれども、ここを先ず車両置場にするために前のペ

	ージの2番で道路整備をしたわけですがけれども、借受人の会社はどのような会社なの でしょうか。
農地係長	自動車レンタカー業とリース業ということになっております。
議長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	この借受人と貸出人は他人ですか。
農地係長	譲渡人が取締役をしている会社ということで、代表取締役の方と譲渡人は親子という ことです。
議長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議長	その他、質疑等ございませんか。
17番委員	はい。
議長	17番、河内委員。
17番委員	関連です。今の資料だけ見ますと、土地の所在地が33-4と33-1ということで地番だ け見ると、現地確認調査をしていただいているので問題ないとは思うのですがけれども、 問題ないということを確認したいと思います。
議長	あの、今の質問は議案第38号の2番とこの39号の2番のことですか。
17番委員	はい、すみません。
農地係長	お答えいたします。まず、議案第38号の通路につきましては、申請人の農地、畑に 通じる農地が直接の通路がないということで、今回この5条申請に合わせて農地に行 く道を整備したいというのが1点目。これが38号です。39号というのは、今回車両置 場にするとところと隣接しているのですがけれども、そちらの方については自動車リース、 レンタカーを置く場所として整備したいという申請です。説明は以上です。
議長	隣接というのはどういう意味ですか。すぐ隣ですか。
農地係長	すぐ隣です。
議長	17番、河内委員。よろしいですか。
17番委員	はい。
議長	その他、質疑等ございませんか。
10番委員	はい。
議長	はい、10番、鈴木委員。
10番委員	10番、鈴木です。1番の件ですがけれども、1番の場所がどのあたりなのか教えてく ださい。

農地係長	場所については●●●●の斜め後ろ、都市計画区域と第1種農地の切れ目、境の部分になります。●●●●の●●●の並びの農地ということになります。農地のど真ん中の場所になるのですけれども、土地の区分とすれば第3種農地となって太陽光は許可できる農地になります。説明は以上です。
議長	斜め後ろというのは右、左。
農地係長	右です。
議長	暫時休憩します。 (休憩)
議長	会議を再開します。
農地係長	申請の場所について、すみません。●●●●●●●●●●の後ろ、直後ろになります。●●●●●●●●の後ろに農地があってその次の、通路を挟んだ次の部分の場所になります。●●●●●●●●の裏手で2ブロック目の田の中にあります。
議長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議長	その他、質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第7】 日程第7、議案第40号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
農地係長	13ページです。議案第40号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人が平成5年に通路兼駐車場を整備して以来、宅地として利用し、現在にいたってしまったものです。現在、実家の売却を検討しており、土地を確認したところ農地であることが判明したものです。当時、申請人が、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。 以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。
議長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員の多田です。14日、農業委員1名、推進委員1名、事務局3名の計5名で現地を確認しました。場所は、●●●●から1キロ弱のところ旧道のすぐそばにあります。問題ないことを確認しました。

議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
17番委員	はい。
議 長	はい、17番、河内委員。
17番委員	17番、河内です。宅地でしたということですが、似たようなことを何回かお話ししたことがありますけれども、20数年経っているわけですが、この間の固定資産税の関係の方は追徴課税ということがあったのでしょうか、ないのでしょうか、その確認をしたのかということをお教えてください。
農地係長	ここについては、畑ということでこれまで課税されています。追徴課税というのは、あくまでもこの適用外証明をもって地目変更しますので、追徴という形ではなくて適用外で地目変更されて、1月1日現在で、今年の12月31日までに地目変更で宅地ということに変更がなされれば来年の1月から宅地で課税されます。ということになっています。説明は以上です。
議 長	現在の課税は畑なのか宅地なのか。
農地係長	現在は畑で課税されています。
17番委員	あの、一市民からすると非常に問題有りということで、地目が宅地、宅地自体が間違っていたのであれば、通常は税務課で課税されるわけですが、そういったものについては自己申告で固定資産税ということでお支払いしているということになるわけで、そうすると、今の状況は農家が最低限しなければいけないものがなされていなかった。今後以降も過去の調査が必要だと思うのですが、どう考えているのでしょうか。
議 長	それは課税上の問題であって。農地法上の関係ですか。
17番委員	農地法上かどうかは、これまた別なのですけれども、区分が事前に届出されている状況下で、されるべきことだと私は認識しています。課税されていないで土地の地目だけ更改したということであれば、何かもう少し違う形で修正等、事前の協議等があつて然るべきだと思います。このままで行くと、と言いますか従来そうなのですけども、それでいいのか、税務課にお話しすべきことだろうし調整していった方がいいのかなど。趣旨がそういう趣旨です。個別だということではありません。
議 長	農地法上の適用外証明願で管理する規定の趣旨と、あとは税務課税になるけれども、例えばこれが発覚したのが登記か何かをするために調べた結果ということなのか、その原因と農地法上の適用外証明願に対しての考え方とその2点。
農地係長	今回の件につきましては、自宅を売却するにあたって隣接している通路と駐車場になっている部分を見たら農地であったと。ただし、ここについては一部、半分くらいですね、土地の半分が家庭菜園の状態で使用もされていました。一部は通路と駐車場になっていて、一部は畑という状態だったので、この件については現況課税も畑で課税されていたということです。適用外については、家とか建物が建っていたりその他のものになっていたり、ケースバイケースになってしまうのですけれども、登記地目が田あるいは畑であっても現況の方で宅地とか雑種地とか現況地目では変えられているケースもあります。ケースバイケースです。市としては、登記地目と現況が違っている筆が相当数あることから、令和4年度に全棟調査、全筆調査を行って登記地目と現況地目が違っているところの調査を行っております。ただいまは、その解消に向け

	<p>て税務課と協議しながら作業を進めているところですので、現況と登記地目が違っているところの是正をこれから行っていくということで今現在作業中ですので、それについては改善がなされていく予定になっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	今の説明ですと20地割41-10の142㎡の中に通路と宅地が両方。
農 地 係 長	通路と畑です。
議 長	通路と畑が142㎡の中に入っていると。
農 地 係 長	入っています。半分が畑で使用されていて半分が通路と駐車場になっていたという状況で、その半分が畑になっていたために、全部がなっていれば現況地目で宅地となっている場合もあるのですけれども、今回のこの件で言えば半分が畑として使用されていたので現況も畑になっていたということです。ただし、違う案件について、例えば建物が建っている場合、現況地目が宅地になっているケースもありますので、すべて適用外申請がなされる案件について課税地目も田とか畑になっているものではないです。課税の現況地目がもうすでに宅地等に変わっているケースもありますので、それについてはケースバイケースとなっております。
議 長	はい、17番、河内委員、よろしいですか。
17番委員	半分良くて半分ダメなのですけど、実は、こういったことを私的にうやむやにしておくことが非常に嫌だったので、基本的にはできる限り調査をしていただければと思います。
議 長	答弁は必要ですか。
17番委員	結構です。
議 長	それでは、その他質疑等ございませんか。
3番委員	はい。
議 長	3番、多田委員。
3番委員	3番、多田です。先ほどの説明の中で、半分が家庭菜園で半分が宅地扱いになっていたということであれば、本来、適用外証明願をするのはこの半分の面積じゃなくていいのですか。
農 地 係 長	お答えいたします。本来であれば、多田委員がおっしゃるとおり半分は宅地にして半分は畑とするべきなのかもしれませんが、申請人に確認したところ、家庭菜園のところを宅地にもできるのでそのようにいたしますかと確認したところ、これについては全部を宅地にしていいですと要望がありましたので、今回は全体面積を適用外ということで申請が出て、このようにしたところですよ。あくまでも、家庭菜園の部分については宅地にできるとなっていましたので、今回は全体面積を申請したということです。
議 長	本人次第でということですか。 3番、多田委員、よろしいですか。
3番委員	はい。

議	長	<p>その他、質疑等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり「可」と決しました。10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第41号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長		<p>14ページです。議案第41号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定についてです。農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、遠野市長から別紙のとおり協議があったので、意見の決定を求めるものです。資料を3点つけてございます。始めに、左上に第178回総会議案第41号別添資料1（変更概要）と記載している資料をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更概要について。</p> <p>1、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは。</p> <p>基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、市町村が定めることができるもので、県で策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、市町村における効率的かつ安定的な農業経営の指標やこれらの農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを定めるものです。なお、基本方針は概ね5年ごとに、その10年間を見通して定めるものとされています。</p> <p>2、基本構想の変更内容。</p> <p>法の改正（令和5年4月1日施行）により、県の基本方針が変更されたことから、市の基本構想を変更するものです。変更につきましては大きく4点ほどあります。ここからは第178回総会議案第41号別添資料2（新旧対照表）と記載している資料と合わせてご覧ください。</p> <p>1点目が、「第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の2項について追加しています。新旧対照表では2ページ、右側の中段、朱書きの箇所、地域計画について追加しています。</p> <p>2点目は、新旧対照表では3ページから4ページで、「第3、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」について。「①農業を担う者の確保及び育成の考え方」、「②市が主体的に行う取組」、「③関係機関との連携・役割分担の考え方」、「④就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」の4項目を新規に追加しています。</p> <p>3点目は、新旧対照表では4ページで、「第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」について、名称変更及び地域計画について追加しています。</p> <p>4点目は、新旧対照表では5ページ、6ページで、「(1)地域計画策定事業に関する事項」について。「ア、協議の場の開催時期」、「イ、開催に係る情報提供の方法」、「ウ、参加者」、「エ、協議すべき事項」、「オ、相談窓口の設置」、「カ、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準」、「キ、地域計画の策定の進め方」の7項目を新規に追</p>

	<p>加しています。</p> <p>なお、別紙、変更後の全文に全文を記載しておりますので後ほどご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑と言ってもこのくらい厚いと大変になります。今の説明で質問等ありましたらどうぞ。</p> <p>ちょっといいですか。この基本構想の変更はいつの段階で。</p>
事務局次長	<p>これにつきましては、審議を経て、農業委員会の方から農業委員さんの方に、問題ないということで決定を報告いたします。その後正式な起案をいたしまして、公布につきましては9月30日を予定しております。</p>
議 長	<p>はい。その他に質疑等ございますか。</p>
4 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>4番、藤田委員。</p>
4 番 委 員	<p>これは農業委員会の他にどこかの機関でも審議していますか。</p>
事務局 長	<p>この構想の審議は農業委員会だけになっております。ただ、構想の内容については関係機関にも内容の照会をしている、その後の内容になっていきますので、農協さんも含めて関係者の方に照会した内容となっております。</p>
議 長	<p>4番、藤田委員、よろしいですか。</p>
4 番 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>その他、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、事務局から。</p>
事務局次長	<p>その他に関しまして、事務局から4点ほどございます。</p> <p>始めに、令和5年度遠野市農業委員会視察研修実施要項（案）についてです。</p> <p>第178回総会その他（1）と記載の資料をご覧ください。目的につきましては、記載のとおりです。期日は、11月16日（木）から17日（金）の1泊2日。研修先は、1か所目が山形県鶴岡市の鶴岡市農業委員会及び農林水産部農林課で、研修内容は地域計画に向けた取り組みについてです。ここにおきましては、9月6日、県内の担当者研修にて東北農政局から情報提供があり、依頼したところ、了解を得ております。2か所</p>

	<p>目が山形県酒田市の農事組合法人ファーム北平田で、内容がスマート農業技術及びGAP認証の積極的な導入についてです。ここにつきましては、県農業振興課の山里課長から事例の情報をいただき、依頼したところ、了解を得ております。他には鶴岡産直組合百万石の里しゃきと等を予定しております。宿泊につきましては、山形県湯野浜温泉愉海亭みやじまを予定しております。参加につきましては、農業委員、推進委員に対しまして総会后案内を通知いたします。交通手段は市マイクロバス。費用は、市旅費規程の1人約17,000円に個人負担を想定しています。皆様のご参加よろしくお願ひします。</p> <p>2点目に、遠野市農業委員会だより「遠野盆地」36号発行についてです。</p> <p>すでにご承知のことと思ひますけれども、9月21日(木)に全戸配布しております。</p> <p>3点目に、農地相談会のチラシについてです。</p> <p>各地区センター及びJA遠野地域の窓口に依頼しております。また、地域推進班の班長さんに5部ずつ配布しておりますし、班長以外の農業委員さんには1部ずつ配布しましたので、周知のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、資料はありませんが、令和5年度岩手県農業委員会大会の開催についてです。</p> <p>令和5年9月13日付けの通知のとおり、令和5年11月9日(木)12時30分から、盛岡市都南文化会館キャラホールで開催します。本年度は新型コロナの調整がありませんので全員参加が可能となりました。また、出欠報告について、9月30日(金)までとしておりますが、本日出席された委員で欠席される場合は小職に報告いただければと思ひます。なお、報告がない場合は出席するものとして進めさせていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	はい。事務局から4点ほど説明がございましたけれども、何か聞きたいことはございますか。
10番委員	はい。
議 長	10番、鈴木委員。
10番委員	はい。研修についてですけれども、個人負担があるわけですが、予定としては最大47名出席だとして個人負担はどのくらいの額になるものなのか。今の段階でどれくらいのものか、ちょっと教えてください。
事務局次長	今のところ、想定では個人負担は5,000円から7,000円です。なので、22,000円と想定しております。あくまでも計画ですので、オーバーのないように7,000円までで、できるだけ安く済ませたいと考えております。以上です。
議 長	10番、鈴木委員よろしいですか。
10番委員	はい。
議 長	その他、質問ございませんか。
17番委員	以外ですが。
議 長	その他ですか。
17番委員	はい、いいですか。
議 長	はい、17番、河内委員。
17番委員	決定議案の第41号の件ですけれども。決定する日程が決まっていたというのは理解

	<p>しているので、今回はこのままで良いのかなと思いますが、基本的に、こういった内容のものをこの場所で提示されて今日検討しますというのは疑問を感じます。日程調整は必要な部分であり、その他の期間があつての今日なのですが、こういった内容のものについては少し時間をいただいてという風に考えますので、ご検討いただければと思います。意見です。</p>
事務局 議長	<p>意見として承ります。調整するのに十分ではなかったという反省もありますので、今のご意見を関係課とも調整しながら対応していきたいと思います。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>17番、河内委員、よろしいですか。</p>
17番 委員	<p>はい。意見です。</p>
議長	<p>その他、質問等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>なければこれで閉会したいと思いますよろしいですか。</p> <p>はい。</p>
議長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして第178回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後3時30分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

